

# 要 請 書

2026（令和8）年5月18日

最高裁判所第一小法廷 御中

抗告人代理人弁護士 水谷陽子  
ほか

貴庁に係属している令和7年（ク）■■■号性別取り扱い変更特別抗告事件について、以下のとおり要請いたします。

## 1. この裁判について

抗告人ふうふと私たち弁護団は、この裁判を「既婚を理由に法的性別取り扱い変更を認めないのは違憲！「なんでうちらが離婚せなあかんの？」裁判」と名付け、取り組んできました。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第3条1項2号に定める「現に婚姻をしていないこと」（以下、「非婚要件」といいます）によって、抗告人とその妻が離婚を迫られているという理不尽を端的に表すために名付けた裁判名です。

抗告人と妻は、既に婚姻を成立させ、法律婚制度の利用のもとで共同生活を長く営んできたふうふであり、互いに信頼と愛情を寄せて、これからも人生をともに歩み続けていきたいと願っています。これは第一審でも十分に立証されたことです。

しかし、既に女性として生きる抗告人が公的書類上も生活実態どおりの性別取り扱いを受けるためには、離婚をしなければなりません。婚姻の継続を望む二人に対し、法が離婚を迫ることが憲法上正当化できるのかという問題こそが、本件で問われている核心です。

## 2. 一審及び原審の問題点

一審と原審の判断にそれぞれ問題点があることは抗告理由書で述べたとおりですが、いずれも、“異性カップルだけが結婚できるという秩序”に混乱を生じさせないという立法目的を理由に合憲判断を下しました。

法律婚制度から排除される不利益、とりわけ、既に法律婚制度を基盤に共同生活を継続してきたふうふが離婚を強いられることで基盤を失う不利益や、婚姻関係を維持すると生活実態と異なる法的性別取り扱いを受け続ける不利益については、目を背けました。

また、原審では、現実の抗告人の妻の願いから離れた抽象的な「配偶者の利益」という観念をも持ち出し、非婚要件を正当化しました。

本裁判で問われている本質から目を背け、抗告人と妻の現実の生活や願いを無視

した結論ありきの判断というほかありません。

貴庁の審理では、多数決の原理では救われない少数者が「司法が人権の砦である」と信頼を寄せ、希望を抱けるよう、責任を果たすことを望みます。

### 3. 要請事項

以上を踏まえ、以下のとおりまっとうな違憲判断をお示し頂くよう要請いたします。

#### 記

- (1) 2020年に非婚要件を合憲とした最高裁決定後に各地で示された司法判断の叡智も生かし、本件を大法廷に回付して「非婚要件について憲法違反で無効である」と判例変更し、すみやかに抗告人の法令上の性別取り扱い変更を実現すること
- (2) 非婚要件を違憲無効としても民法・戸籍法の現行規定との矛盾が生じないことを踏まえ、同性婚を可能にする民法・戸籍法の改正を待たずに速やかに審理を進めること
- (3) 抗告人が既に女性として生活していることや、抗告人と妻が円満に婚姻関係を継続しているという生活実態に根差した審理を行い、抗告人をはじめとした非婚要件が理由で過酷な二者択一を迫られるトランスジェンダー当事者とその配偶者が日々直面している不利益を適切に踏まえた憲法判断を行うこと

以上